

壱岐市ふるさと納税支援業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

壱岐市では、ふるさと納税制度を活用し、本市の取組みを応援していただける寄附者を増やすとともに、返礼品を通して市の特産品をより広くPRするため、本市のふるさと納税に係る寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の新規登録等の事務の効率化を図り、必要となる業務全般に関し最も適切な企画力、技術力、実施体制、実績を持った事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、寄附額の最大化を図るとともに、地域活性化および持続可能な循環の構築を目指すことを目的とする。

2. 実施概要

(1) 名 称 壱岐市ふるさと納税支援業務

(2) 発 注 者 壱岐市

(3) 履 行 期 間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

ただし、契約者双方に異議がない場合は、令和12年4月1日以降、1年ごとの契約更新を可能とし、本業務の最長履行期間は令和14年3月31日(通算5年間)までとする。

※各年度の契約更新については、良好な履行状況及び予算成立を条件として、単年度ごとに契約を締結する。

※契約締結日から令和9年3月31日までを業務開始に向けた準備期間とし、当該期間内に発生する費用は受託者の負担とする。

(4) 業 務 内 容 別紙「壱岐市ふるさと納税支援業務委託仕様書」のとおり。

(5) 選 定 方 法 公募型プロポーザル方式(以下、「プロポーザル」という)

本プロポーザルでは、壱岐市ふるさと納税支援業務業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、提出書類及びプレゼンテーションにより優先交渉権者を選定する。

(6) 提案限度額 寄附額の7% (消費税及び地方消費税は含まない。)

※仕様書第15条に基づく。

(7) 契 約 方 法 優先交渉権者と本市の間で協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結することを原則とする。なお、当該契約にあたり、企画提案内容(見積書を含む。)をもって、そのまま契約するとは限らない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 参加意向申出書申請日において、「壱岐市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領」に基づく入札参加停止、指名回避を受けていないこと。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - (5) 壱岐市暴力団排除条例(平成24年壱岐市条例第29号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
 - (6) 本業務を遂行するために、専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者
 - (7) 本業務を一括再委託しない者であること。
 - (8) 令和7・8年度壱岐市競争入札参加資格名簿の業務分類「業務代行業・ふるさと納税業務」に登録されている者
 ※入札参加資格を有していない場合は、壱岐市ホームページ内の『令和7・8年度「物品購入・業務委託等」競争入札参加申込要領』(https://www.city.iki.nagasaki.jp/soshiki/zaiseika/nyusatsu_keiyaku/nyusatsu_shikaku/13794.html)を確認し、事前に該当業務の入札参加資格を取得すること。
 - (9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが、判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。
- また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

4. 実施スケジュール

スケジュール項目	期間等	備考
募集開始	令和8年10月19日(月)	壱岐市ホームページ
質問受付期間	令和8年10月19日(月)から 令和8年10月23日(金)17時まで	メールにてお問い合わせください。 iki-furusato@city.iki.lg.jp
質問回答期限	令和8年10月30日(金)	
参加意向申出書 提出期限	令和8年11月4日(水)17時まで	持参又は郵送
企画提案書等の提出期限	令和8年11月10日(火)17時まで	持参又は郵送
プレゼンテーション通知	令和8年11月13日(金) ※予定	
プレゼンテーション	令和8年11月下旬	

審査結果	令和8年11月下旬から令和8年12月上旬の間	
------	------------------------	--

5. 参加申込

参加意向申出書及びプロポーザル実施要領等、公募に関する資料・様式は本市ホームページからダウンロードすること。

※【壱岐市ホームページ】<https://www.city.iki.nagasaki.jp/>

- (1) 提出書類 参加意向申出書(様式1)
- (2) 提出期限 令和8年11月4日(水)17時
- (3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る)
- (4) 提出先 壱岐市産業推進部商工振興課(13. 問合せ先参照)

6. 質問

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式2)を電子メールに添付して以下の提出アドレスに送付すること。

なお、電子メールの件名は「壱岐市ふるさと納税支援業務委託質問書 事業者名」とすること。

- ① 提出書類 質問書(様式2)
 - ② 提出期限 令和8年10月19日(月)から令和8年10月23日(金)17時まで
 - ③ 提出方法 電子メール(iki-furusato@city.iki.lg.jp)
 - ④ 提出先 壱岐市産業推進部商工振興課(13. 問合せ先参照)
- ### (2) 質問及び回答の公表

質問及びその回答は、質問者名を伏して、壱岐市ホームページに公表する。なお、優先交渉権者の選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

- ① 回答日 令和8年10月30日(金)
- ② 回答方法 壱岐市ホームページ上で回答予定

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出届(様式3) 1部
- イ 会社等の概要(任意様式、既存パンフレット等で可) 1部
- ウ 業務実績書(様式4) 1部
直近5箇年の同種又は類似業務の実績を最大3件まで記載すること。
また、業務実績の内容が確認できるもの。(契約書の写し等)を添付すること。
- エ 業務実施体制(様式5) 1部
- オ 配置予定者調書(様式6—1及び様式6—2)

業務主任担当者及び業務担当者の氏名、経歴、実績等を記入すること。

カ 企画提案書(任意様式) 原本1部 コピー5部

A4版、表紙を除いて20頁程度で下記事項について簡素にまとめること。

- ① 別紙「壱岐市ふるさと納税支援業務委託仕様書」をもとに、構成案等必要事項を記載すること。
- ② 業務の円滑な遂行において必要な実施体制、実施スケジュール等について記載すること。
- ③ 最長5年間の期間を見据えた成長戦略と段階的な施策を示す5か年の中長期ロードマップを作成すること。
- ④ ふるさと納税制度を通じた地域課題解決やふるさと納税3.0(GCF等を含む)の推進案など地域活性化施策を記載すること。
- ⑤ その他、特にアピールしたい事項

キ 見積書(任意様式、A4版)

本業務に係る見積書を記名押印の上、作成すること。見積りは、寄附金額に対する委託料率の割合(消費税及び地方消費税は含まない。)とする。

また、寄附金額800,000,000円に対する費用の内訳明細も同様に作成し添付すること。その際、税込・税別の区別を明記すること。

(返礼品を伴わない寄附は考慮しない。)

ク 誓約書(様式7)

ケ 納税証明書

① 国税 法人税、消費税及び地方消費税(納税証明書「その3の3」)

② 市税 完納証明書又は非課税証明書

※壱岐市に本店又は支店を有しない場合は本店所在地の市税

(提出期限3か月以内に発行されたもの。)

(2) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る)

(3) 提出先 壱岐市産業推進部商工振興課(13. 問合せ先参照)

8. プレゼンテーション

(1) 実施日時 令和8年11月下旬(※詳細は別途通知する。)

(2) 実施場所 別途通知する。

(3) 出席者 業務主任者を含めた3名以内

(4) 内容 企画提案の説明30分以内及び質疑応答20分以内で実施

9. 選定方法

(1) 選定手順

本市で設置する選定委員会において、下記の評価項目については、総合的な評価を行い、基準点を満たした事業所の中で、得点が最も高い事業者を1者選定す

る。ただし、第1位の事業者が契約を締結しない場合は、順次得点の高かった事業者を次点の交渉権者とする。

(2) 評価項目・選定基準

別表評価基準表のとおり。

(3) 選定結果

選定結果は、全ての企画提案者に対して書面で通知する。

(4) その他

選定委員会での選考は、原則として非公開とする。

10. 契約手続き

業務仕様書及び契約予定業者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、岐阜市財務規則に基づき契約を締結する。企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約予定業者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額などの調整を行うことがある。

優先交渉権者との協議が成立した場合に業務委託契約を締結することとする。

契約書の作成に当たっては、受注者が案を作成後、市が内容を審議・協議し、承認を得られた場合において、契約を締結するものとする。

11. 失格

次のいずれかに該当することとなった場合は、失格とする。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 見積額が委託料上限額を超えている場合

(5) プレゼンテーションに参加しなかった場合

(6) 選考の公平性を害する行為があった場合

(7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選考委員長が失格であると認めた場合

12. その他

(1) 応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本市は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他、本市が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用する権利を持つものとする。

(3) 提出された書類は、返却しないものとする。

- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託事業者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、壱岐市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。
- (7) 本業務に当たり受託事業者は、本業務の主たる業務を再委託等してはならない。
- (8) 本プロポーザルについて、緊急等やむを得ない理由により実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを中止し、又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を発注者に請求することはできない。
- (9) 参加意向申出書を提出した後、参加を取り下げる場合は、辞退届(様式8)を提出するものとする。

13. 問合せ先

〒 811-5215 長崎県壱岐市石田町石田西触1290番地

壱岐市産業推進部商工振興課 ふるさと振興班

【電 話】 0920-44-6115

【メール】 iki-furusato@city.iki.lg.jp